

令和 7 年

第 5 回神戸町議会臨時会会議録

令和 7 年 7 月 1 日 開会

令和 7 年 7 月 1 日 閉会

岐阜県神戸町議会

令和 7 年第 5 回神戸町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (7月1日)

開会	2
会議録署名議員の指名について	2
会期の決定について	2
議第47号及び議第48号について（提案説明・質疑・討論・採決）	2
閉会	5

令和 7 年第 5 回神戸町議会臨時会付議議案

議第47号 神戸町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
について

議第48号 令和 7 年度神戸町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年 第 5 回 神 戸 町 議 会 臨 時 会

(第 1 号)

令和 7 年 7 月 1 日 (火曜日)

議 事 日 程（第 1 号）

令和 7 年 7 月 1 日（火曜日）午前 9 時 30 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議第 47 号 神戸町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議第 48 号 令和 7 年度神戸町一般会計補正予算（第 2 号）

出席議員（10 名）

議 長	宮 川 一 美 君	副議長	大 場 光 晴 君
1 番	深 貝 仁 則 君	3 番	宮 嶋 健太郎 君
4 番	小 川 榮 一 君	5 番	西 脇 博 文 君
6 番	林 利 雄 君	7 番	宮 嶋 三 郎 君
8 番	飯 沼 満 君	10 番	鈴 木 愛 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	藤 井 弘 之 君	副 町 長	金 指 義 樹 君
教 育 長	岡 田 勝 彦 君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河 出 真 志 君
民生部長兼 健康福祉課長	石 原 宏 一 君	産業建設部長兼 産業環境課長兼 企業誘致推進室長	土 屋 典 生 君
教育委員会 調整監兼 生涯学習課長	小 野 健 君	会計管理者兼 税 務 課 長	佐 藤 森 行 君
まちづくり 戦略課長	和 藤 潤 司 君	住民保険課長	末 村 春 美 君
子ども家庭課長	名 和 功 二 君	建 設 課 長	堀 智 君
上下水道課長	山 崎 裕 之 君	教 育 課 長	野 下 あゆみ 君

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹 下 政 文	書 記	早 野 有 香
--------	---------	-----	---------

○議長（宮川一美君） おはようございます。

季節外れの暑さが続いておりますけれども、健康には十分気をつけていただきますようよろしくをお願いします。

ただいまから令和 7 年第 5 回神戸町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

○議長（宮川一美君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第 126 条の規定により、1 番 深貝仁則君、2 番 大場光晴君の御両名をお願いいたします。

会期の決定について

○議長（宮川一美君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日に決定しました。

議第 47 号及び議第 48 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第 3、議第 47 号 神戸町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 4、議第 48 号 令和 7 年度神戸町一般会計補正予算（第 2 号）、以上 2 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） おはようございます。

それでは、本日臨時会に提案させていただきます 2 議案につきまして御説明を申し上げます。初めに、日程第 3、議第 47 号 神戸町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙

長等の報酬額を改定したいので、この条例を定めようとするものです。

1 枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第22号 神戸町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

神戸町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文です。

その次に新旧対照表、一番後ろに改正点の概要がつけてございます。そちらを御覧いただきたいと思います。

神戸町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正点の概要です。

1. 改正の趣旨は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、最近における物価の変動等を考慮し、国が負担する選挙費用の基準額が改正されたため、選挙長をはじめ投票所や期日前投票所での投票管理者や投票立会人、また開票所での開票立会人等、それぞれの報酬額を改正するものであります。

2. 改正の内容は、こちらの表に記載のように、別表中の報酬の額を改めるものであります。具体的には、選挙長を例に取りますと、1の選挙につき、現行の「8,000円」から「1万2,200円」に増額するものであります。

3. 附則として、この条例は公布の日から施行するもので、あさって、3日木曜日公示の参議院議員通常選挙から適用してまいります。

続きまして、日程第4、議第48号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第2号）を御説明申し上げます。

補正予算書を御覧いただきたいと思います。

令和7年度神戸町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ820万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億9,570万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、最終の6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出から御説明を申し上げます。

初めに、款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費では節24積立金で765万円です。これは、神戸町西座倉土地区画整理事業の施行地区内、場所は第6街区の南側部分に当たりますが、神戸町西座倉土地区画整理組合並びに西座倉企業誘致推進会が公募により決定した進出企業であります株式会社昭和丸筒とは、各地権者ごとに4月24日付にて土地の売買契約を締結しております。

この6街区の南側部分の中には、神戸町所有の土地が794.85平方メートルありまして、その処分価格であります2,543万5,200円のうち3割相当に当たります765万円を、株式会社昭和丸筒からの支払いが完了したため、公共施設整備基金に積み立てるものであります。なお、残りの金額については、最終の引渡し後に支払われることになっております。

次に、項5選挙費、目3参議院議員通常選挙費では、全体で55万円の増額補正であります。

ただいま条例の一部改正のところで御説明を申し上げましたように、選挙時において、それぞれ委員の方々への報酬額の見直し分に対応するため、必要となる増額分等を計上しております。

その内訳は、節1報酬20万円は委員等報酬として、投・開票立会人分に8万円と投・開票管理者分に12万円、節12委託料35万円はポスター掲示場の設置委託料を増額するもので、県の選挙管理委員会からの通知を踏まえまして、ポスターの区画数を8区画から12区画に追加する関係によるものであります。

なお、これらの全ての経費は補助率10分の10となっております。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

お戻りをいただきまして、5ページをお願いいたします。

歳入について御説明を申し上げます。

初めに、款15県支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節3選挙費委託金の55万円は、参議院議員通常選挙委託金で、国から配分されるものを県を通じて委託金として受け取るもので、歳出で計上した全額が補助対象であります。

次に、款16財産収入、項2財産売却収入、目1不動産売却収入、節1土地建物売却収入の765万円は、歳出のところで申し上げましたように、売却をいたしました土地の処分価格の3割相当分の計上であります。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

以上、令和7年度神戸町一般会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。よろしく御審議賜り、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案説明を終わります。

○議長（宮川一美君） これより議第47号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第47号 神戸町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議第48号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第48号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

○議長（宮川一美君） 以上をもって、今臨時会に付議されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和7年第5回神戸町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでございました。

午前9時41分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和7年7月1日

議 会 議 長 宮 川 一 美

署 名 議 員 大 場 光 晴

署 名 議 員 深 貝 仁 則